

広島労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1 目的

日本国憲法は、基本的人権の一つとして全ての人に「職業選択の自由」を保障している。職業安定行政の課題である全ての応募者に職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、事業主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが必要である。

このため、一定規模以上の事業所について、「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対し計画的・継続的な研修等を行うことにより、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

2 推進員設置対象事業所の選定

- (1) 原則として事業所単位で設置するものとする。
- (2) 常時使用する従業員の数が50人以上の事業所。
- (3) 常時使用する従業員の数が50人未満の事業所にあつては、次のいずれかの基準に該当する事業所について対象とする。
 - ① 就職差別事件又はこれに類する事象を惹起し、指導を必要とする事業所。
 - ② 採用選考の方法、基準等について特に改善の必要が認められる事業所。
 - ③ その他公共職業安定所長が推進員を設置することが適当であると認められる事業所。
- (4) 職業紹介事業所及び派遣元事業所にあつては、上記(2)(3)によらず、設置する。

3 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考に関する事項について相当の権限を有する者（事業主を含む。）から選任するものとする。

4 推進員の役割

推進員は、全ての人々の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること。
- (2) 職業安定行政機関との連絡に関すること。
- (3) その他、当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

5 推進員設置状況等の報告

推進員を選任（異動を含む。）した場合は、別紙「公正採用選考人権啓発推進員選任（異動）報告書」により事業所管轄公共職業安定所長あて報告するものとする。

6 推進員に対する研修等の実施

広島労働局及び公共職業安定所は、推進員に対しその役割を果たすために必要な研修等を実施することとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請するものとする。

7 附則

この要綱は平成12年4月1日より施行する。

平成29年3月23日一部改正

平成29年7月25日一部改正